

「喫煙可能室設置施設 届出書」用チェックシート

◎届出書記入の前に、既存小規模飲食店の要件のチェックをお願いいたします。

①営業開始日は、令和2年4月1日以前ですか？どちらかに○をつけてください。

はい	いいえ
----	-----

②個人経営、または資本金5,000万円以下ですか？

どちらかに○をつけてください。企業の場合は、資本金額も記入してください。

個人経営	中小企業	資本金：	万円
------	------	------	----

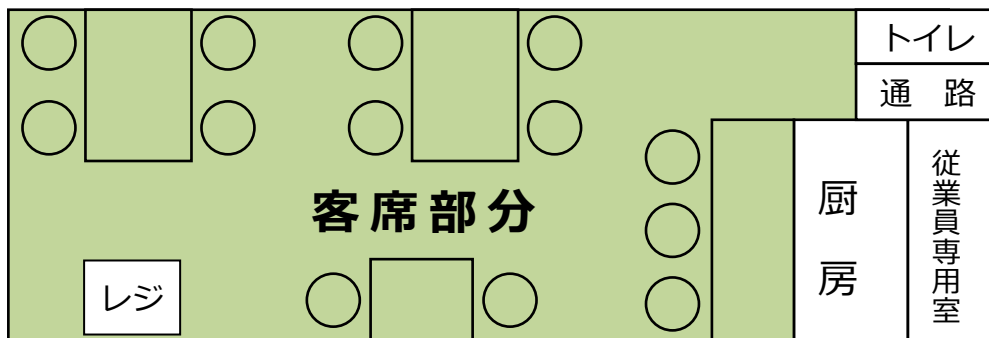
③客席部分（※）の面積は何平方メートルですか？以下に記入してください。
100㎡以下であることが要件です。

㎡

※ 客席部分の考え方

客に飲食をさせるために利用するテーブルやカウンター、椅子がある場所を指し、厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員のロッカー室等の専用室を除いた部分です。

[イメージ図]



注：色塗りがされている部分で測ります

- ①～③までの全ての要件を満たした場合、店内全てもしくは一部を「喫煙可能室」（飲食可）とすることが可能です。
→届出書の提出が必要です。
- 1つでも要件に当てはまらない場合は、店内全面禁煙、喫煙専用室（飲食不可）の設置、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）の設置、喫煙目的室（たばこ事業法の販売許可が必要、飲食可（主食等を除く））の設置などのご対応をお願いいたします。
→届出は不要です。